

選挙公営の手引き

(自動車、ビラ及びポスター)

日田市選挙管理委員会

はじめに

日田市長選挙及び日田市議会議員選挙において、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成並びに選挙運動用ビラの作成に係る経費は、一定の条件の範囲内で公費負担とされており、これらの経費の支払については様々な手続が定められています。

この手引きは、令和5年執行の日田市議会議員選挙及び日田市長選挙において公営の適用を受けようとする場合の、候補者、業者等の方々が行わなければならない手続について記述したものです。

なお、この手引きでは法令等の用語について、次のように略称を使用しておりますので、ご注意ください。

(凡例)

法 : 公職選挙法(昭和25年法律第100号)

条例 : 日田市議会議員及び日田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(平成30年日田市条例第36号)

規程 : 日田市議会議員及び日田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程(平成30年日田市選挙管理委員会規程第14号)

市長 : 日田市長

市議会 : 日田市議会

市選管 : 日田市選挙管理委員会

目 次

1	公費負担の概要	1
2	選挙運動用自動車の使用の公営	3
(1)	ハイヤー方式(一般運送契約)に基づく場合	3
(2)	レンタル方式(個別契約)に基づく場合	5
3	選挙運動用ビラの作成の公営	10
4	選挙運動用ポスターの作成の公営	12
5	各種様式(記載例)	15
(1)	選挙運動用自動車関係	16
(2)	選挙運動用ビラ関係	31
(3)	選挙運動用ポスター関係	38

1 公費負担の概要

国や地方公共団体が、お金のかからない選挙を実現するとともに、立候補の機会や選挙の公平性が失われることを防ぎ、選挙運動の機会均等を目的とし候補者の選挙運動の費用を負担する制度です。

候補者は、一定の金額を限度として、選挙運動用自動車を無料で使用すること、選挙運動用ポスター及び選挙運動用ビラを無料で作成することができます。

ただし、いずれも、供託物が没収される候補者には、適用されません。

(1) 必ず有償契約を締結しなければならないこと

公営の適用を受けようとする候補者は、それぞれの業者等と有償契約を締結し、市選管へ届け出なければなりません。なお、無償の場合は公費負担の対象になりません。

(2) 公費の適用される額には、すべて一定の限度額があること

公費負担の限度額については、個々の契約ごとの限度額と候補者1人当たりの限度額との両方が定められています。この限度額を超える額については公費負担の対象とはなりません。

例えば、選挙運動用ポスターを、ポスター掲示場に掲示するための予備として公費負担限度枚数(299枚)より多く作成した場合は、その予備の作成に要した費用は、公費負担の対象とはなりません。また、選挙運動用ポスター以外のポスター(選挙運動用自動車に掲示するポスター等)は公費負担の対象となりません。

なお、契約した額が公費負担の限度額を下回る場合には、その契約した額が公費負担となります。

～～例えば選挙運動用自動車の燃料代で、上限額が53,900円の場合～～

《 7,700円×7日間=53,900円 》



(3) 必ず所定の手続をしなければならないこと

公営が適用される場合は、市長は業者等からの請求に基づき、候補者が支払う金額の一定額を業者等に支払うこととされていますが、この経費の支払いには一定の書類が必要ですので、必ず所定の手続をしなければなりません。

なお、届出等に係る書類には、契約書に記された住所、氏名等を記載し、印鑑についても、契約書に押印した印鑑を使用してください。

種 別		提出期日等	提出先
1 各種契約 届出書	立候補の届出前の契約	立候補届出後直ちに	候補者⇒市選管
	立候補の届出後の契約	契約締結後直ちに	
2 各種確認申請書		契約の届出と同時に	候補者⇒市選管
3 各種確認書(燃料・ビラ・ポスター)		上記2 の申請後直ちに	市選管⇒候補者
4 上記3 の確認書を候補者が受領後、直ちに業者等に原本交付			候補者⇒業者等
5 各種使用 (作成)証明書	使用証明書(自動車・燃料・運転手)	契約履行後直ちに (選挙期日又は前日)	候補者⇒業者等
	作成証明書(ビラ・ポスター)	納品後直ちに	
6 請 求 書		選挙期日後速やかに	業者等⇒市長

(4) 候補者に係る供託物が没収されないこと

候補者に係る供託物が没収される場合は、公費負担の対象になりません。供託物の没収は、候補者の得票数が一定の数(これを「供託物没収点」といいます。)に達しないときとされ、次の計算式により算出します。また、このほか候補者が当該候補者たることを辞した場合等も没収されます。

[市長選挙] 供託物没収点＝有効投票の総数×1/10

[市議会議員選挙] 供託物没収点＝有効投票の総数/議員定数×1/10

*有効投票の総数とは、各候補者の得票数をすべて加えた数です。

これを直近の市議会議員選挙(平成31年4月21日執行)・市長選挙(令和元年7月21日執行)についてみると次のようになります。

区 分	定 数	有効投票の総数	供託物没収点
市議会議員選挙	22人	34,253票	155.695
市長選挙	1人	34,794票	3,479.400

(注)上記供託物没収点はあくまで参考となります。

(5) 無投票となった場合の取扱い

① 選挙運動用自動車の使用については、ハイヤー方式 [P3(1)]、レンタル方式による自動車の借入れ [P5(2)(ア)] 及び運転手の雇用 [P5(2)(イ)] は、告示日1日分の金額が、燃料供給 [P5(2)(ウ)] は、告示日1日の使用分が、選挙公営の対象になります。

- ② 選挙運動用ポスターの作成及び選挙運動用ビラについては、投票の有無にかかわらず、作成費が選挙公営の対象になります。
ただし、①及び②ともに告示日までに契約が締結されたものに限りま

(6) 収支報告と選挙公営

公営により公費負担となった選挙運動用ポスターの作成費用及び選挙運動用ビラの作成費用については、選挙運動費用収支報告書に計上する必要があります。

なお、選挙運動用自動車に関する費用 {ハイヤー代・レンタル代(自動車借入れ代・燃料代・運転手の報酬)} は選挙運動費用とはみなされませんので、選挙運動費用収支報告書への計上は必要ありません。(法197条第2項)

(7) 契約変更について

契約内容に変更が生じた場合は、直ちに契約変更届出書を契約届出書に準じて調製し、新たな契約書の写しを添えて提出してください。

2 選挙運動用自動車の使用の公営(法第141条第8項)

契約の形態には、(1)ハイヤー方式(自動車、燃料代、運転手の全てを含む契約)と(2)レンタル方式(自動車の借入れ、燃料の供給、運転手の雇用についてそれぞれ個別に契約)とがあります。同じ日にこの両方の契約をする場合には、候補者の指定するいずれか一方の契約が公営の対象となります。

なお、候補者に係る供託物が没収されないときに限り、次に述べる額の範囲内で選挙運動用自動車(以下「自動車」という。)の使用に関し公費負担となります。

(1) ハイヤー方式に基づく場合【一般運送契約】

ア どのようなものが公営になるか

道路運送法(昭和26年法律第182号)第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者(以下「運送事業者」という。)と、燃料及び運転手の雇用込みで、自動車を借り入れる有償契約(この契約を「一般運送契約」という。)を締結し、自動車を使用するときは1日1台64,500円の範囲内で公費負担となります。(条例第2条)

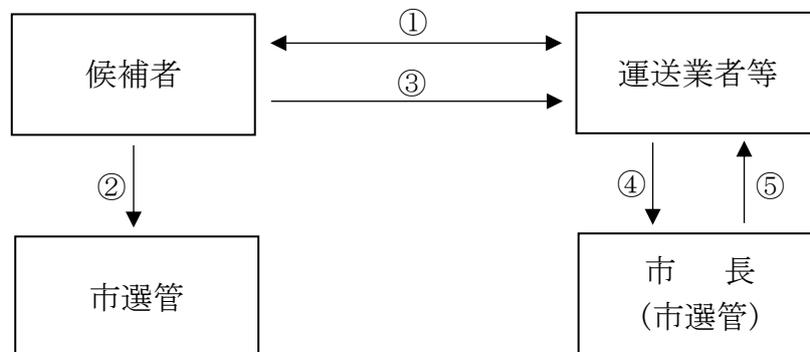
なお、1日に2台以上一般運送契約により自動車を使用するときにあつては、候補者はいずれか1台を指定しなければなりません。(条例第4条第1項第1号)

イ どのような手続をしなければならないか

(7) 候補者は、一般運送契約を締結したときは、その旨を直ちに(立候補の届出前に契約を締結したときには、立候補の届出後直ちに)選挙運動用自動車の使用の契約届出書(様式第1号(その1)) [P17] に選挙運動用自動車運送契約書の写し [P16] を添えて市選管に届け出なければなりません。(条例第3条、規程第2条)

- (イ) 候補者は、自動車を使用したときは、選挙運動用自動車使用証明書(自動車)(様式第4号(その1)) [P18] を運送事業者に提出しなければなりません。(規程第5条)
- (ウ) 運送事業者は、選挙の期日後速やかに市長宛てに所定の経費を請求してください。この場合、請求書(選挙運動用自動車の使用)(様式第7号(その1)) [P19] に請求内訳書(別紙1(その1)) [P20] と選挙運動用自動車使用証明書(自動車) [P18] を添付しなければなりません。ただし、供託物が没収される候補者のものについては、市長に請求することができません。(条例第4条、規程第6条)
- (エ) 市長は、運送事業者から請求されたときは、運送事業者に所定の経費を支払います。(条例第4条)

ハイヤー方式における流れを図にしますと次のようになります。



順序	手 続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と運送事業者)	選挙運動用自動車運送契約書 (契約に関する書面) [P16 記載例参照]	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒市選管)	契約届出書(選挙運動用自動車の使用) 【様式第1号(その1)】 [P17 記載例参照]	①の契約書写し
③	使用証明書の交付 (候補者⇒運送事業者)	選挙運動用自動車使用証明書(自動車) 【様式第4号(その1)】 [P18 記載例参照]	
④	請求書の提出 (運送事業者⇒市長)	請求書(選挙運動用自動車の使用) 【様式第7号(その1)】 [P19 記載例参照] 請求内訳書【別紙1(その1)】 [P20 記載例参照]	③の使用証明書
⑤	経費の支払 (市長⇒運送事業者)		

注 1 供託物が没収される候補者のものについては、運送事業者は市長へ④の請求をすることはできません。

2 市長に対してする上記の請求については、市選管で受け付けます。

(2) レンタル方式(個別契約)に基づく場合

ア どのようなものが公営になるか

前記(1)でいう一般運送契約以外の有償契約を個別に締結し、自動車の借入れ、燃料の供給を受けるとき、又は運転手を雇用するときは、それぞれ次の限度額の範囲内で公費負担となります。(条例第4条)

なお、候補者と生計を一にする親族(当該契約に係る業務を業として行う者を除く。)と契約する場合は、公費負担となりません。(条例第3条)

(ア) 自動車の借入れ

自動車を借り入れる有償契約を締結し、自動車を借り入れるときは、1日1台16,100円の範囲内で自動車借入代が公費負担となります。

なお、1日に2台以上自動車を借り入れるときは、候補者はいずれか1台を指定しなければなりません。(条例第4条第2号ア)

(イ) 自動車の燃料の供給

自動車の燃料の供給に関する有償契約を締結し、燃料の供給を受けるときは、立候補の届出をした日から選挙の期日の前日までの日数に7,700円を乗じて得た額の範囲内で燃料代が公費負担となります。(条例第4条第2号イ)

(ウ) 自動車の運転手の雇用

自動車の運転手の雇用に関する有償契約を締結し、運転手を雇用するときは、1日1人12,500円の範囲内で運転手の報酬の額が公費負担となります。なお、この契約で1日に2人以上の運転手を雇用するときは、候補者はいずれか1人を指定しなければなりません。(条例第4条第2号ウ)

イ どのような手続をしなければならないか

(ア) 候補者は、それぞれ有償契約を締結したときは、その旨を直ちに(立候補の届出前に契約を締結したときには、立候補の届出後直ちに)選挙運動用自動車の使用の契約届出書(様式第1号(その1)) [P17]に契約書の写し(選挙運動用自動車賃貸借契約書、選挙運動用自動車の燃料供給契約書、選挙運動用自動車運転契約書) [P21~P23]を添えて市選管に届け出なければなりません。(条例第3条、規程第2条)

(イ) 候補者は、公営の適用を受けようとする燃料代について、公費負担の範囲内であることの確認を受けるため、燃料供給業者ごとに確認申請書(自動車燃料代)(様式第2号(その1)) [P24]を市選管に提出しなければなりません。(規程第3条第1項)市選管は、この申請に基づき公営の適用される金額までの確認書(自動車燃料代)(様式第3号(その1)) [P25]を交付します。

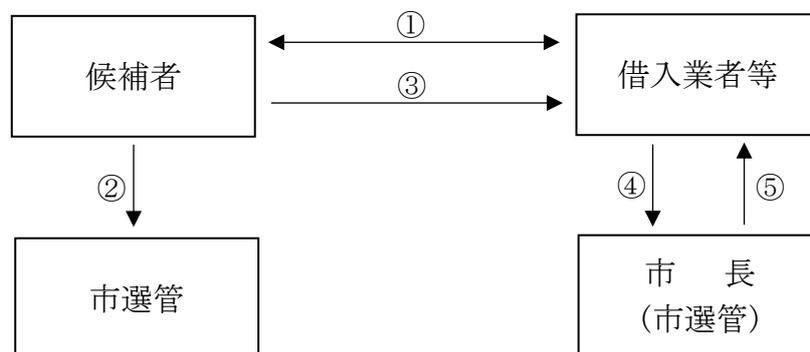
なお、燃料の供給を受けた場合は、燃料供給業者から「日付、自動車ナンバー、燃料の供給量及び金額」が記載された給油伝票の写し [P8 注1]を必ず受領し保管してください。

(ウ) 候補者は、市選管から確認書(自動車燃料代)(様式第3号(その1)) [P25]を受けたときは、直ちにこれを燃料供給業者に提出しなければなりません。(規程第4条)

- (エ) 候補者は、自動車を借入れ、燃料の供給を受け、又は運転手を雇用したときは、選挙運動用自動車使用証明書(自動車)(様式第4号(その1)) [P18]、燃料の供給(様式第4号(その2))、運転手の雇用(様式第4号(その3)) [P26～P27] を自動車にあつては運送事業者等ごとに、燃料にあつては燃料供給業者ごとに、運転手にあつては運転手ごとに作成し各事業者等に提出しなければなりません。(規程第5条)
- (オ) 各契約業者等は、選挙の期日後速やかに市長宛てに所定の経費を請求してください。(条例第4条第2号、規程第6条)ただし、供託物が没収される候補者のものについては、市長に請求することができません。
- ・自動車借入れの場合は請求書(選挙運動用自動車の使用)(様式第7号(その1)) [P19] に請求内訳書(別紙(その2)) [P28] と選挙運動用自動車使用証明書(自動車)(様式第4号(その1)) [P18] を添付しなければなりません。
 - ・燃料代の場合は請求書(選挙運動用自動車の使用)(様式第7号(その1)) [P19] に請求内訳書(別紙(その3)) [P29] と選挙運動用自動車使用証明書(燃料)(様式第4号(その2)) [P26] 及び確認書(自動車燃料代)(様式第3号(その1)) [P25]、給油伝票の写し [P8 注1]、車両運行日誌 [P9 注2] を添付しなければなりません。
 - ・運転手の雇用の場合は請求書(選挙運動用自動車の使用)(様式第7号(その1)) [P19] に請求内訳書(別紙(その4)) [P30] と選挙運動用自動車使用証明書(運転手) [P27] を添付しなければなりません。
- (カ) 市は、各契約業者等から請求されたときは、各契約業者等に所定の経費を支払います。(条例第4条)

レンタル方式(個別契約)における流れを図にしますと次のようになります。

レンタル方式・自動車の借入



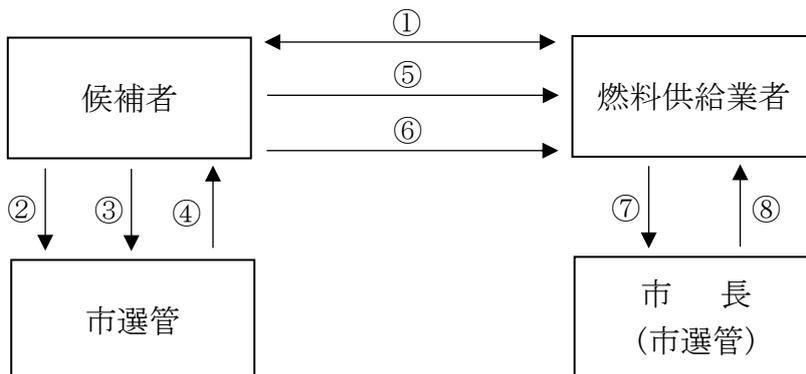
(その1)

順序	手 続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と借入業者等)	選挙運動用自動車貸借契約書 (契約に関する書面) [P21 記載例参照]	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒市選管)	契約届出書(選挙運動用自動車の使用) 【様式第1号(その1)】 [P17 記載例参照]	①の契約書写し
③	使用証明書の交付 (候補者⇒運送事業者)	選挙運動用自動車使用証明書(自動車) 【様式第4号(その1)】 [P18 記載例参照]	
④	請求書の提出 (借入業者等⇒市長)	請求書(選挙運動用自動車の使用) 【様式第7号(その1)】 [P19 記載例参照] 請求内訳書【別紙(その2)】 [P28 記載例参照]	③の使用証明書
⑤	経費の支払 (市長⇒借入業者等)		

注 1 供託物が没収される候補者のものについては、個人業者等は市長へ④の請求をすることはできません。

2 市長に対してする上記の請求については、市選管で受け付けます。

レンタル方式・燃料の供給



順序	手 続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と燃料供給業者)	選挙運動用自動車の燃料供給契約書 (契約に関する書面) [P22 記載例参照]	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒市選管)	契約届出書(選挙運動用自動車の使用) 【様式第1号(その1)】 [P17 記載例参照]	①の契約書写し
③	確認申請書の提出 (候補者⇒市選管)	確認申請書(自動車燃料代) 【様式第2号(その1)】 [P24 記載例参照]	
④	確認書の交付 (市選管⇒候補者)	確認書(自動車燃料代) 【様式第3号(その1)】 [P25 記載例参照]	
⑤	確認書の提出 (候補者⇒燃料供給業者)		④の確認書

順序	手 続	必要書類【様式等】	添付書類
⑥	使用証明書の交付 (候補者⇒燃料供給業者)	選挙運動用自動車使用証明書(燃料) 【様式第4号(その2)】 [P26 記載例参照]	給油伝票の写し (8ページ注1) 車両運行日誌 (9ページ注2)
⑦	請求書の提出 (燃料供給業者⇒市長)	請求書(選挙運動用自動車の使用) 【様式第7号(その1)】 [P19 記載例参照] 請求内訳書【別紙(その3)】 [P29 記載例参照]	④の確認書 ⑥の使用証明書 給油伝票の写し 車両運行日誌
⑧	経費の支払 (市長⇒運燃料供給業者)		

注 1 供託物が没収される候補者のものについては、燃料供給業者は市長へ⑦の請求をすることはできません。

2 市長に対してする上記の請求については、市選管で受け付けます。

[注 1] 給油伝票の写し

・次に掲げる事項が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものの写し

ア 燃料の供給を受けた日付

イ 燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4桁以下のアラビア数字

ウ 燃料供給量

エ 燃料供給金額

[様式例]

納 品 書			
〇〇 〇〇 様		株式会社 □□□□	
		日田市〇〇町△△番地	
		電話 0973-00-0000	
		登録番号	日 付
		大分〇〇わ〇〇〇〇	令和〇〇年〇〇月〇〇日
商 品 名	数 量	単 価	金 額
レギュラーガソリン	30.00	167 円	5,010 円

[注 2] 車両運行日誌

・次に掲げる事項が記載された書面

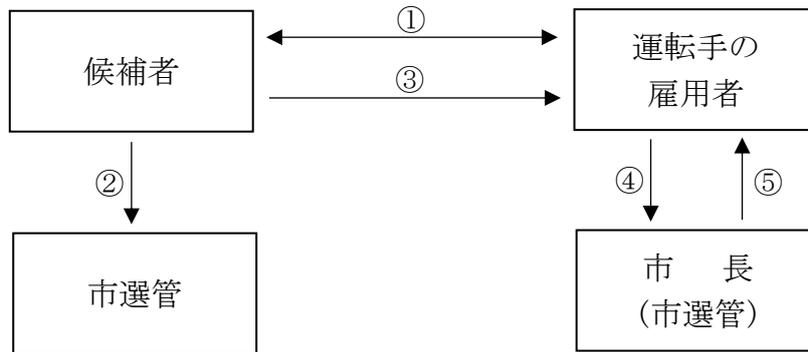
ア 燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の運行した日付

イ 運行した日ごとの道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)第 41 条第 17 号に規定する走行距離計の数値

[様式例]

車両運行日誌			
候補者 ○○ ○○			
運行年月日	走行距離計の数値		1 日当たりの 走行距離
	運行前	運行後	
令和○○年○○月○○日	12, 000 km	12, 080 km	80 km
令和○○年○○月○○日	12, 080 km	12, 180 km	100 km
令和○○年○○月○○日	12, 180 km	12, 290 km	110 km

レンタル方式・運転手の雇用



順序	手 続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と借入業者等)	選挙運動用自動車運転契約書 (契約に関する書面) [P23 記載例参照]	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒市選管)	契約届出書(選挙運動用自動車の使用) 【様式第 1 号(その 1)】 [P17 記載例参照]	①の契約書写し
③	使用証明書の交付 (候補者⇒運転手の雇用者)	選挙運動用自動車使用証明書(運転手) 【様式第 4 号(その 3)】 [P27 記載例参照]	
④	請求書の提出 (運転手の雇用者⇒市長)	請求書(選挙運動用自動車の使用) 【様式第 7 号(その 1)】 [P19 記載例参照] 請求内訳書【別紙(その 4)】 [P30 記載例参照]	③の使用証明書
⑤	経費の支払 (市長⇒運転手の雇用者)		

注 1 供託物が没収される候補者のものについては、個人業者等は市長へ④の請求を

することはできません。

2 市長に対してする上記の請求については、市選管で受け付けます。

3 選挙運動用ビラの作成の公営(法第142条第11項)

候補者に係る供託物が没収されないときに限り、次の(1)に述べる額の範囲内で選挙運動用ビラ(以下「ビラ」という。)の作成に関し、公費負担となります。

(1) どのようなものが公営になるか

候補者がビラの作成を業とする者(以下「ビラ作成業者」という。)と有償契約を締結し、ビラを作成するときは、次の限度額の範囲内で公費負担となります。(条例第6条、第7条)

なお、作成単価及び作成枚数についてそれぞれ公費負担の限度があります。

ア 作成単価の限度(条例第8条)

- ・ 限度単価 1枚あたり 7円73銭

イ 作成枚数の限度(法第142条第1項第6号)

市選管に届け出た2種類以内のビラ

- ・ 限度枚数 議員 4,000枚
市長 16,000枚

《ビラ作成の公費負担限度額》

限度額は、「限度枚数」×「限度単価」で求められる金額になりますが、作成枚数が限度枚数の範囲内であること、かつ、作成単価が限度単価の範囲内であることが前提になります。

《議員の計算例》

「限度枚数(4,000枚)」×「限度単価(7円73銭)」=30,920円……①

実際の作成枚数：3,500枚 実際の作成単価：7円80銭

3,500枚×7円80銭=27,300円……②

②は①の範囲内であるが、作成単価が限度単価を超えているために、公費負担の対象にはなりません。この場合、公費を受けられるのは、

3,500枚×7円73銭=27,055円 となります。

公費負担額	=	作成枚数と限度枚数とを 比較して少ない方の枚数	×	作成単価と限度単価とを 比較して少ない方の額
-------	---	----------------------------	---	---------------------------

(2) どのような手続きをしなければならないか

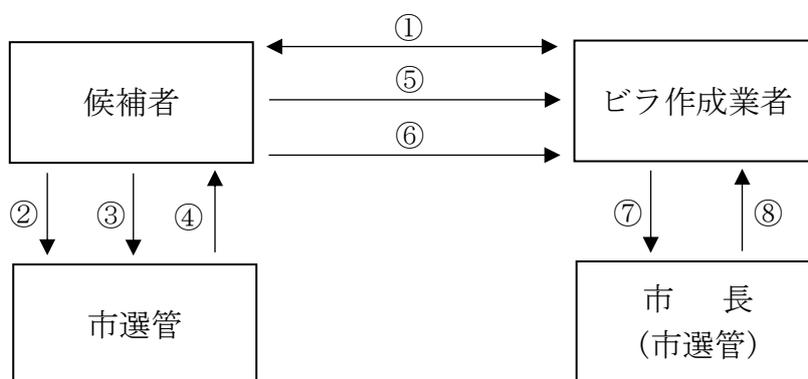
ア 候補者は、ビラ作成業者と有償契約を締結したときは、その旨を直ちに(立候補の届出前に契約を締結したときには、立候補の届出後直ちに)契約届出書(ビラ作成)(様式第1号(その2)) [P32]に選挙運動用ビラ作成契約書の写し [P31]を添えて市選管に届け出なければなりません。

(条例第7条、規程第2条)

- イ 候補者は、公営の適用を受けようとするビラの作成について、公営の適用される枚数の範囲内であることの確認を受けるため、ビラ作成業者ごとに確認申請書(ビラ作成枚数)(様式第2号(その2)) [P33] を市選管に提出しなければなりません。市選管は、この申請に基づき公営の適用される枚数までの確認書(ビラ作成枚数)(様式第3号(その2)) [P34] を交付します。(規程第3条)
- ウ 候補者は、市選管から確認書(ビラ作成枚数) [P34] の交付を受けたときは、直ちにこれをビラ作成業者に提出しなければなりません。(規程第4条)
- エ 候補者は、ビラを作成したときは、ビラ作成証明書(様式第5号) [P35] をビラ作成業者に提出しなければなりません。(規程第5条)
- オ ビラ作成業者は、選挙の期日後速やかに市長宛てに所定の経費を請求してください。この場合、請求書(ビラの作成) [P36] に請求内訳書(別紙) [P37]、ビラ作成証明書 [P35]、確認書(ビラ作成枚数) [P34] 及び納品書の写しを添付しなければなりません。(規程第6条)
- カ 市長は、ビラ作成業者から、請求されたときは、ビラ作成業者に所定の経費を支払います。(条例第8条)

以上の流れを図にしますと次のようになります。

選挙運動用ビラの作成の公営



順序	手 続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者とビラ作成業者)	選挙運動用ビラ作成契約書 (契約に関する書面) [P31 記載例参照]	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒市選管)	契約届出書(ビラ作成) 【様式第1号(その2)】 [P32 記載例参照]	①の契約書写し 仕様が記載された書面
③	確認申請書の提出 (候補者⇒市選管)	確認申請書(ビラ作成枚数) 【様式第2号(その2)】 [P33 記載例参照]	
④	確認書の交付 (市選管⇒候補者)	確認書(ビラ作成枚数) 【様式第3号(その2)】 [P34 記載例参照]	
⑤	確認書の提出 (候補者⇒ビラ作成業者)	④の確認書	

順序	手 続	必要書類【様式等】	添付書類
⑥	作成証明書の提出 (候補者⇒ビラ作成業者)	ビラ作成証明書 【様式第 5 号】 [P35 記載例参照]	納品書の写し
⑦	請求書の提出 (ビラ作成業者⇒市長)	請求書(ビラの作成) 【様式第 7 号(その 2)】 [P36 記載例参照] 請求内訳書【別紙】 [P37 記載例参照]	④の確認書 ⑥の使用証明書 納品書の写し
⑧	経費の支払 (市長⇒ビラ作成業者)		

注 1 納品書の写しはビラ作成枚数及びビラ作成金額が記載された書面で、ビラ作成業者から納品の際に受領したものの写しとなります。

2 供託物が没収される候補者のものについては、ビラ作成業者は市長へ⑦の請求をすることはできません。

3 市長に対してする上記の請求については、市選管で受け付けます。

4 選挙運動用ポスターの作成の公営(法第143条第15項)

候補者に係る供託物が没収されないときに限り、次の(1)に述べる額の範囲内で選挙運動用ポスター(以下「ポスター」という。)の作成に関し、公費負担となります。

(1) どのようなものが公営になるか

候補者がポスターの作成を業とする者(以下「ポスター作成業者」という。)と有償契約を締結し、ポスターを作成するときは、次の限度額の範囲内で公費負担となります。(条例第 9 条、第 10 条)

なお、作成単価及び作成枚数についてそれぞれ公費負担の限度があります。

ア 作成単価の限度(条例第 11 条)

541 円 31 銭にポスター掲示場数(299 か所)を乗じて得た金額に 316,250 円を加えた金額をポスター掲示場数で除した金額となります。

計算式 $541 \text{ 円 } 31 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場数}(299 \text{ か所}) + 316,250 \text{ 円}$

$\frac{\text{ポスター掲示場数}(299 \text{ か所})}{\text{ポスター掲示場数}(299 \text{ か所})} = 1,599.002 \text{ 円}$

※1 円未満の端数がある場合には、その端数は 1 円とする

・ 限度単価 1 枚あたり 1,600 円

イ 作成枚数の限度(法第 142 条第 1 項第 6 号)

・ 限度枚数 299 枚(ポスター掲示場数と同じ)

《ポスター作成の公費負担限度額》

限度額は、「限度枚数」×「限度単価」で求められる金額になりますが、作成枚数が限度枚数の範囲内であること、かつ、作成単価が限度単価の範囲内であることが前提になります。

《計算例》

「限度枚数(299 枚)」×「限度単価(1,600 円)」＝478,400円……①

実際の作成枚数：350枚 実際の作成単価：1,080円

350枚×1,080円＝378,000円……②

②は①の範囲内であるが、作成枚数が限度枚数を超えているために、公費負担の対象にはなりません。この場合、公費を受けられるのは、

299枚×1,080円＝322,920円 となります。

公費負担額	=	作成枚数と限度枚数とを 比較して少ない方の枚数	×	作成単価と限度単価とを 比較して少ない方の額
-------	---	----------------------------	---	---------------------------

(2) どのような手続きをしなければならないか

ア 候補者は、ポスター作成業者と有償契約を締結したときは、その旨を直ちに（立候補の届出前に契約を締結したときには、立候補の届出後直ちに）契約届出書（ポスター作成）（様式第1号（その3））[P40]に選挙運動用ポスター作成契約書の写し [P38]、ポスター作成仕様書の写し（様式第1号（その3）別紙）[P39]を添えて市選管に届け出なければなりません。

（条例第7条、規程第2条）

イ 候補者は、公営の適用を受けようとするポスターの作成について、公営の適用される枚数の範囲内であることの確認を受けるため、ポスター作成業者ごとに確認申請書（ポスター作成枚数）（様式第2号（その3））[P41]を市選管に提出しなければなりません。市選管は、この申請に基づき公営の適用される枚数までの確認書（ポスター作成枚数）（様式第3号（その3））[P42]を交付します。（規程第3条）

ウ 候補者は、市選管から確認書（ポスター作成枚数）[P42]の交付を受けたときは、直ちにこれをポスター作成業者に提出しなければなりません。（規程第4条）

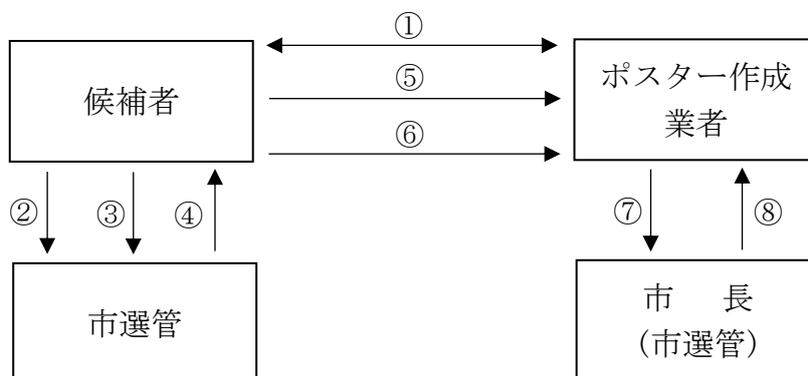
エ 候補者は、ポスターを作成したときは、ポスター作成証明書（様式第6号）[P43]をポスター作成業者に提出しなければなりません。（規程第5条）

オ ポスター作成業者は、選挙の期日後速やかに市長宛てに所定の経費を請求してください。この場合、請求書（ポスターの作成）[P44]に請求内訳書（別紙）[P45]、ポスター作成証明書 [P43]、確認書（ポスター作成枚数）[P42]を添えなければなりません。（規程第6条）

カ 市長は、ポスター作成業者から、請求されたときは、ポスター作成業者に所定の経費を支払います。（条例第11条）

以上の流れを図にしますと次のようになります。

選挙運動用ポスターの作成の公営



順序	手 続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者とポスター作成業者)	選挙運動用ポスター作成契約書 (契約に関する書面) [P38 記載例参照]	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒市選管)	契約届出書(ポスター作成) 【様式第1号(その3)】 [P40 記載例参照] 【様式第1号(その3)別紙】 [P39 記載例参照]	①の契約書写し 仕様が記載された書面
③	確認申請書の提出 (候補者⇒市選管)	確認申請書(ポスター作成枚数) 【様式第2号(その3)】 [P41 記載例参照]	
④	確認書の交付 (市選管⇒候補者)	確認書(ポスター作成枚数) 【様式第3号(その3)】 [P42 記載例参照]	
⑤	確認書の提出 (候補者⇒ポスター作成業者)	④の確認書	
⑥	作成証明書の提出 (候補者⇒ポスター作成業者)	ポスター作成証明書 【様式第6号】 [P43 記載例参照]	納品書の写し
⑦	請求書の提出 (ポスター作成業者⇒市長)	請求書(ポスターの作成) 【様式第7号(その2)】 [P44 記載例参照] 請求内訳書【別紙】 [P45 記載例参照]	④の確認書 ⑥の作成証明書 納品書の写し
⑧	経費の支払 (市長⇒ポスター作成業者)		

- 注 1 納品書の写しはポスター作成枚数及びポスター作成金額が記載された書面で、ポスター作成業者から納品の際に受領したものの写しとなります。
- 2 供託物が没収される候補者のものについては、ポスター作成業者は市長へ⑦の請求をすることはできません。
- 3 市長に対してする上記の請求については、市選管で受け付けます。

5 各種様式(記載例)

(1) 選挙運動用自動車関係

I ハイヤー方式

ア 選挙運動用自動車運送契約書	16
イ 契約届出書(選挙運動用自動車の使用)【様式第1号(その1)】	17
ウ 選挙運動用自動車使用証明書(自動車)【様式第4号(その1)】	18
エ 請求書(選挙運動用自動車の使用)【様式第7号(その1)】	19
オ 請求内訳書【別紙(その1)】	20

II レンタル方式

ア 選挙運動用自動車賃貸借契約書	21
イ 選挙運動用自動車の燃料供給契約書	22
ウ 選挙運動用自動車運転契約書	23
エ 契約届出書(選挙運動用自動車の使用)【様式第1号(その1)】	17
オ 確認申請書(自動車燃料代)【様式第2号(その1)】	24
カ 確認書(自動車燃料代)【様式第3号(その1)】	25
キ 選挙運動用自動車使用証明書(自動車)【様式第4号(その1)】	18
ク 選挙運動用自動車使用証明書(燃料)【様式第4号(その2)】	26
ケ 選挙運動用自動車使用証明書(運転手)【様式第4号(その3)】	27
コ 請求書(選挙運動用自動車の使用)【様式第7号(その1)】	19
※請求書は自動車、燃料、運転手ともに同一様式	
サ 請求内訳書【別紙(その2)】自動車	28
シ 請求内訳書【別紙(その3)】燃料代	29
ス 請求内訳書【別紙(その4)】運転手	30

(2) 選挙運動用ビラ関係

ア 選挙運動用ビラ作成契約書	31
イ 契約届出書(ビラ作成)【様式第1号(その2)】	32
ウ 確認申請書(ビラ作成枚数)【様式第2号(その2)】	33
エ 確認書(ビラ作成枚数)【第3号(その2)】	34
オ ビラ作成証明書【様式第5号】	35
カ 請求書(ビラの作成)【様式第7号(その2)】	36
キ 請求内訳書【別紙】ビラ	37

(3) 選挙運動用ポスター関係

ア 選挙運動用ポスター作成契約書	38
イ ポスター作成仕様書【様式第1号(その3)別紙】	39
ウ 契約届出書(ポスター作成)【様式第1号(その3)】	40
エ 確認申請書(ポスター作成枚数)【様式第2号(その3)】	41
オ 確認書(ポスター作成枚数)【様式第3号(その3)】	42
カ ポスター作成証明書【様式第6号】	43
キ 請求書(ポスターの作成)【様式第7号(その2)】	44
ク 請求内訳書【別紙】ポスター	45



選挙運動用自動車運送契約書

日田市長(議会議員)選挙候補者 日田太郎(戸籍名を記入) (以下「甲」という。)と
株式会社 ○○ ○○ 代表 ○○ ○○ (以下「乙」という。)は、
選挙運動のための自動車の運送について次のとおり契約を締結する。

- 1 使用目的 公職選挙法第141条に基づき選挙運動のために使用
- 2 車種及び登録番号 車 種 小型乗用自動車 (シエンタ(車種名))
登録番号 大分○○○あ○○ ○○ (車両のナンバー)
- 3 台 数 1 台
- 4 使用期間 令和 5 年 4 月 16 日 から
令和 5 年 4 月 22 日 まで (7 日間)
- 5 契約金額 350,000 円 (契約金額及び単価は消費税を含む)
内訳 1日 50,000 円 × 7 日間

6 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、日田市議会議員及び日田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき日田市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅延なく行わなければならない。

なお、日田市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は日田市に請求できない。

7 その他

この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲、乙協議して定める。

令和 5 年 4 月 12 日 (契約は告示日前でも可)

甲 日田市長(議会議員)選挙候補者
住 所 日田市田島2丁目6番1号
氏 名 日 田 太 郎 (候補者届と一致) (候補者印)

乙 住 所 日田市大字○○○
名 称 株式会社 法人又は社印 ○○
代表者氏名 代表 ○○ ○○ (法人又は社印と代表者印) (代表者印)

契約届出書(選挙運動用自動車の使用)

令和 5 年 4 月 16 日
(告示日以降の日であること)

日田市選挙管理委員会委員長 織田 莊太郎 様

和 5 年 4 月 2 3 日執行 日田市長(議会議員) 選挙

候補者 日 田 太 郎 
(戸籍名を記載)

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合 (ハイヤー方式の場合の記載)

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		運送契約期間	運送契約金額(円)	
R5. 4. 12	日田市大字〇〇 株式会社 〇〇〇〇 代表〇〇〇〇	R5. 4. 16 から H5. 4. 22 まで	350,000 円	

2 1に掲げる場合以外の場合 (レンタカー方式の場合の記載)

項目 区分	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
			借入れ期間等	契約金額(円)	
自動車の借入れ	R5. 4. 12	日田市大字〇〇 100番地1 (株)〇〇レンタカー 代表〇〇〇〇	H5. 4. 15 から H5. 4. 23 まで	90,000 円	
		※ 契約期間・金額は契約書と一致。公費対象は契約期間のみ。			
運転手の雇用	R5. 4. 13	日田市大字〇〇 200番地1 ●●●● (運転手の氏名)	H5. 4. 16 から H5. 4. 22 まで	70,000 円	
燃料代	R5. 4. 14	日田市大字〇〇 500番地1 (株)◇◇石油 代表 ▽▽ ▽▽	1 2 - 3 4 (車両のナンバー)	円	167円/ℓ

備考

- この契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2の「契約内容」欄の「借入れ期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入れ期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください(なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。)
- 1の「契約内容」欄の「運送契約金額」及び2の「契約内容」欄の「契約金額」(「運転手の雇用」を除く。)には、消費税額を含んだ金額を記載してください。
- 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合にはこの限りではありません。

選挙運動用自動車使用証明書(自動車)

令和 5 年 4 月 23 日
(使用日の最終日以降であること)

令和 5 年 4 月 2 3 日 執行 日田市長(議会議員) 選挙

候補者 日田太郎 
(戸籍名を記載)

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

運送等契約区分 〔該当する方の番号に○ をしてください〕	(↓ハイヤー方式)		(↓レンタカー方式)
	1 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合	2 左に掲げる場合以外の場合	
運送事業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	日田市大字〇〇 100番地1 ㊦㊧㊨㊩㊪㊫㊬㊭㊮㊯㊰㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿ ㊦㊧㊨㊩㊪㊫㊬㊭㊮㊯㊰㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿		
車種及び自動車登録番号 又は車両番号	運送等年月日	運送等金額(円)	備考
大分〇〇〇わ〇〇-〇〇	令和 5 年 4 月 16 日	10,000	
大分〇〇〇わ〇〇-〇〇	令和 5 年 4 月 17 日	10,000	
大分〇〇〇わ〇〇-〇〇	令和 5 年 4 月 18 日	10,000	
大分〇〇〇わ〇〇-〇〇	令和 5 年 4 月 19 日	10,000	
大分〇〇〇わ〇〇-〇〇	令和 5 年 4 月 20 日	10,000	
大分〇〇〇わ〇〇-〇〇	令和 5 年 4 月 21 日	10,000	
大分〇〇〇わ〇〇-〇〇	令和 5 年 4 月 22 日	10,000	

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 運送事業者等が日田市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、日田市に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。
 - 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500円
 - (1)以外の場合 16,100円
- 「運送等金額」には、消費税額を含んだ金額を記載してください。
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(「運送等契約区分」欄の1)とそれ以外の契約(「運送等契約区分」欄の2)とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 6の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び7の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、日田市に支払を請求することはできません。

請 求 書

(選挙運動用自動車の使用)

令和 5 年 4 月 26 日

(選挙期日後の日付であること)

日田市長 原 田 啓 介 様

氏名又は名称及び住所並びに法人
にあってはその代表者の氏名

日田市大字〇〇100番地1
(株)〇〇レンタカー
代表 〇〇 〇〇
法人印
代表者印表

日田市議会議員及び日田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により
次の金額の支払いを請求します。

- 1 請求金額 70,000 円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 令和5年4月23日執行 日田市長(議会議員) 選挙
- 4 候補者の氏名 日田太郎 (戸籍名を記載)
- 5 金融機関名、預金種別、口座名義及び口座番号

金融機関名	〇〇銀行	本・支店名	〇〇支店
預金種別	普通	口座番号	1 2 3 4 5 6 7
ふりがな	か) しかくしかくれんたかー		
口座名義	(株)〇〇レンタカー		

備 考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(燃料代の請求の場合には、このほかに確認書(自動車燃料代)及び給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。)の写し)とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、日田市に支払を請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、確認書(自動車燃料代)に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。
- 4 「請求金額」には、消費税額を含んだ金額を記載してください。
- 5 契約事業者等(法人にあっては、その代表者)本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等(法人にあっては、その代表者)本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

請 求 内 訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合)

(↓ 選挙運動期間のみ記載のこと)

使用年月日	運送金額(ア)	基準限度額(イ)	請求金額	備 考
R5.4.16	50,000 円 × 1 台 = 50,000 円	64,500 円 × 1 台 = 64,500 円	50,000 円	
R5.4.17	50,000 円 × 1 台 = 50,000 円	64,500 円 × 1 台 = 64,500 円	50,000 円	
R5.4.18	50,000 円 × 1 台 = 50,000 円	64,500 円 × 1 台 = 64,500 円	50,000 円	
R5.4.19	50,000 円 × 1 台 = 50,000 円	64,500 円 × 1 台 = 64,500 円	50,000 円	
R5.4.20	50,000 円 × 1 台 = 50,000 円	64,500 円 × 1 台 = 64,500 円	50,000 円	
R5.4.21	50,000 円 × 1 台 = 50,000 円	64,500 円 × 1 台 = 64,500 円	50,000 円	
R5.4.22	50,000 円 × 1 台 = 50,000 円	64,500 円 × 1 台 = 64,500 円	50,000 円	
計			350,000 円	

備 考

- 1 (ア)欄には、消費税額を含んだ金額を記載してください。
- 2 「請求金額」欄には、(ア)欄又は(イ)欄のうちいずれか少ない方の金額を記載してください。

選挙運動用自動車賃貸借契約書

日田市長(議会議員)選挙候補者 日田太郎(戸籍名を記入) (以下「甲」という。)と
 (株)〇〇レンタカー 代表 〇〇〇〇 (以下「乙」という。)は、
 選挙運動のための自動車の賃貸借について次のとおり契約を締結する。

- | | |
|------------|---|
| 1 使用目的 | 公職選挙法第141条に基づき選挙運動のために使用 |
| 2 車種及び登録番号 | 車 種 小型乗用自動車(シエンタ(車種名))
登録番号 大分〇〇〇あ〇〇 〇〇(車両のナンバー) |
| 3 台 数 | 1 台 |
| 4 使用期間 | 令和 5 年 4 月 15 日 から
令和 5 年 4 月 23 日 まで (9 日間) |
| 5 契約金額 | 90,000 円 (契約金額及び単価は消費税を含む)
内訳 1日 10,000 円 × 9 日間 |

6 使用表の義務等

甲は法令に従い、本件車両の運行義務を負うことはもちろん、乙の定める約款に従う義務を負う。

7 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、日田市議会議員及び日田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき日田市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅延なく行わなければならない。

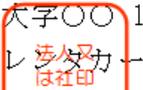
なお、日田市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は日田市に請求できない。

8 その他

この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲、乙協議して定める。

令和 5 年 4 月 12 日 (契約は告示日前でも可)

甲	日田市長(議会議員)選挙候補者	
	住 所	日田市田島2丁目6番1号
	氏 名	日 田 太 郎 
		(候補者届と一致)
乙	住 所	日田市大字〇〇 100番地1
	名 称	(株)〇〇レンタカー 
	代表者氏名	代表 〇〇 〇〇 
		(法人又は社印と代表者印)

選挙運動用自動車燃料供給契約書

日田市長(議会議員)選挙候補者 日田太郎(戸籍名を記入) (以下「甲」という。)と
株◇◇石油 代表 ▼▼ ▼▼ (以下「乙」という。)は、
選挙運動のための自動車の燃料供給について次のとおり契約を締結する。

- 1 供給する期間 令和 5 年 4 月 16 日 から
令和 5 年 4 月 22 日 まで (7 日間)
- 2 供給場所 所在地 日田市大字〇〇500番地1
名称 株◇◇石油
- 3 供給を受ける自動車の車種及び登録番号 車 種 小型乗用自動車(シエンタ)
登録番号 大分〇〇〇わ〇〇〇〇(車両のナンバー)
- 4 単 価 単価1ℓ当たり 167 円 00 銭
(単価は、消費税を含んだ額である)

5 契約金額

上記の単価に期間中の供給総量を乗じた額(1円未満の端数を生じた場合は、円未満を四捨五入する)を契約金額とする。

6 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、日田市議会議員及び日田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき日田市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅延なく行わなければならない。

なお、日田市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は日田市に請求できない。

7 その他

この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲、乙協議して定める。

令和 5 年 4 月 14 日 (契約は告示日前でも可)

甲	日田市長(議会議員)選挙候補者	
	住 所	日田市田島2丁目6番1号
	氏 名	日 田 太 郎 
		(候補者届と一致)
乙	住 所	日田市大字〇〇 500番地1
	名 称	株◇◇石油 
	代表者氏名	代表 ▼▼ ▼▼ 
		(法人又は社印と代表者印)

選挙運動用自動車運転契約書

日田市長(議会議員)選挙候補者 日田太郎(戸籍名を記入) (以下「甲」という。)と
●●●● (運転手の氏名) (以下「乙」という。)は、
甲が使用する公職選挙法第141条に定める選挙運動のための自動車の運転について次のとおり契約を締結する。

- 1 運転する期間 令和 5 年 4 月 16 日 から
令和 5 年 4 月 22 日 まで (7 日間)
原則として毎日 8 時 0 0 分から 2 0 時間 0 0 分まで
- 2 契約金額 70,000 円
(1日につき 10,000 円)
- 3 運転する車両の車種及び登録番号 車 種 小型乗用自動車(車種名)
登録番号 大分○○○わ○○○○(車両ナンバー)

4 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、日田市議会議員及び日田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき日田市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅延なく行わなければならない。

なお、日田市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は日田市に請求できない。

5 その他

この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲、乙協議して定める。

令和 5 年 4 月 13 日 (契約は告示日前でも可)

甲	日田市長(議会議員)選挙候補者	
	住 所	日田市田島2丁目6番1号
	氏 名	日 田 太 郎
		(候補者届と一致)
乙	住 所	日田市大字○○ 200番地1
	代表者氏名	●●●● (運転手の氏名)

確認申請書(自動車燃料代)

令和 5 年 4 月 24 日
(届出日を記載(告示日以降の日))

日田市選挙管理委員会委員長 織田 莊太郎 様

令和 5 年 4 月 23 日執行 日田市長(議会議員) 選挙

候補者 日 田 太 郎 
(戸籍名を記載)

次の自動車燃料代につき、日田市議会議員及び日田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

- 1 契約年月日 令和 5 年 4 月 14 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称 ㈱◇◇石油
代表者の氏名(法人の場合) 代表 ◇◇ ◇◇
住 所 日田市大字〇〇500番地1
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号
大分〇〇〇わ〇〇-〇〇 (車両のナンバー)
- 4 確認申請金額 17,535 円

区 分	購 入 金 額	左のうち確認済又は確認申請金額
前回までの累積金額(a)	0 円	0 円
今回の購入金額(b)	17,535 円	17,535 円
燃料代計(a) + (b)	17,535 円	17,535 円
備 考		

備 考

- この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に候補者から日田市選挙管理委員会に提出してください。
- 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「購入金額」欄及び「左のうち確認済又は確認申請金額」欄には、消費税額を含んだ金額を記載してください。
- 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額をも含めて記載してください。
- 公費負担の限定額算出の日数については、無投票となった場合は立候補届出をした日から無投票が確定した日までとなり、また自動車使用に関する運送等契約において一般乗用旅客自動車運送事業者との契約が締結されている場合は、その日数を除いた日数となります。
- 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合にはこの限りではありません。

確認番号 第 ** 号

確 認 書(自動車燃料代)

令和 5 年 4 月 ** 日

日田市選挙管理委員会委員長 織田 莊太郎



日田市議会議員及び日田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定に基づき、次の自動車燃料代は、同号イに定める金額の範囲内のものであることを確認する。

- 1 令和5年4月23日執行 日田市議会議員 選挙
- 2 候補者の氏名 日田太郎
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号
大分〇〇〇わ〇〇-〇〇
- 4 確認金額 17,535 円

備 考

- 1 この確認書は、燃料代について確認を受けた候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用自動車使用証明書(燃料)とともに当該確認書を請求書に添付してください。なお、公費の支払の請求ができるのは、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限られています。
- 4 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、日田市に支払を請求することはできません。
- 5 「確認金額」には、消費税額が含まれています。

選挙運動用自動車使用証明書(燃料)

令和 5 年 4 月 24 日

(供給最終日以降であること)

令和 5 年 4 月 23 日 執行 日田市 市長(議会議員) 選挙

候補者

日田 太郎



(戸籍名を記載)

次のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

燃料供給業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名		日田市大字〇〇 500番地1 株式会社石油 代表 〇〇〇〇		
燃料供給年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	燃料供給量(ℓ)	燃料供給金額(円)	備考
R5.4.17	大分〇〇〇わ〇〇-〇〇	30	5,010	
R5.4.19	大分〇〇〇わ〇〇-〇〇	30	5,010	
R5.4.21	大分〇〇〇わ〇〇-〇〇	30	5,010	
R5.4.22	大分〇〇〇わ〇〇-〇〇	15	2,505	

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。)の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された「燃料供給金額」欄には、消費税額を含んだ金額を記載してください。
- 「燃料供給金額」欄には、消費税額を含んだ金額を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 燃料供給業者が日田市に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、日田市に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。
- 公費負担の限度額算出の日数については、無投票となった場合は立候補届出をした日から無投票が確定した日までとなり、また、自動車使用に関する運送等契約において一般乗用旅客自動車運送事業者との契約が締結されている場合は、その日数を除いた日数となります。

選挙運動用自動車使用証明書(運転手)

令和 5 年 4 月 24 日

(運転最終日以降であること)

令和 5 年 4 月 2 3 日執行 日田市長(議会議員) 選挙

候補者 日田太郎
(戸籍名を記載)



次のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

運 転 手	住所	日田市大字〇〇 200番地1	
	氏名	●●●●	
雇 用 年 月 日	報酬の額(円)	備 考	
令和 5 年 4 月 16 日	10,000 円		
令和 5 年 4 月 17 日	10,000 円		
令和 5 年 4 月 18 日	10,000 円		
令和 5 年 4 月 19 日	10,000 円		
令和 5 年 4 月 20 日	10,000 円		
令和 5 年 4 月 21 日	10,000 円		
令和 5 年 4 月 22 日	10,000 円		

備 考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 2 運転手が日田市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、日田市に支払を請求することはできません。
- 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日を通じて12,500円までです。
- 5 同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1人に限られていますので、その指定をした1人のみについて記載してください。
- 6 候補者の指定した運転手以外の運転手は、日田市に支払を請求することはできません。

請 求 内 訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外との運送契約により自動車を使用した場合)

(1) 自動車の借入れ (↓ 借入期間ではなく、選挙運動期間のみ記載のこと)

使用年月日	借入れ金額(ア)	基準限度額(イ)	請求金額	備 考
R5. 4. 16	10,000 円 × 1 台 = 10,000 円	16,100 円 × 1 台 = 16,100 円	10,000 円	
R5. 4. 17	10,000 円 × 1 台 = 10,000 円	16,100 円 × 1 台 = 16,100 円	10,000 円	
R5. 4. 18	10,000 円 × 1 台 = 10,000 円	16,100 円 × 1 台 = 16,100 円	10,000 円	
R5. 4. 19	10,000 円 × 1 台 = 10,000 円	16,100 円 × 1 台 = 16,100 円	10,000 円	
R5. 4. 20	10,000 円 × 1 台 = 10,000 円	16,100 円 × 1 台 = 16,100 円	10,000 円	
R5. 4. 21	10,000 円 × 1 台 = 10,000 円	16,100 円 × 1 台 = 16,100 円	10,000 円	
R5. 4. 22	10,000 円 × 1 台 = 10,000 円	16,100 円 × 1 台 = 16,100 円	10,000 円	
計			70,000 円	

備 考

- 1 (ア)欄には、消費税額を含んだ金額を記載してください。
- 2 「請求金額」欄 には、(ア)欄又は(イ)欄のうちいずれか少ない方の金額を記載してください。

別紙(その3)

(2) 燃料代 (候補者が発行する仕様証明書(燃料)の内容を記載)

販売年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	販売金額(ア)	基準限度額(イ)	請求金額	備考
R5.4.17	大分〇〇〇 わ〇〇-〇〇	167.00 円 × 30 ℓ = 5,010 円			
R5.4.19	大分〇〇〇 わ〇〇-〇〇	167.00 円 × 30 ℓ = 5,010 円			
R5.4.21	大分〇〇〇 わ〇〇-〇〇	167.00 円 × 30 ℓ = 5,010 円			
R5.4.22	大分〇〇〇 わ〇〇-〇〇	167.00 円 × 15 ℓ = 2,505 円			
		円 × ℓ = 円			
		円 × ℓ = 円			
		円 × ℓ = 円			
計		17,535 円	53,900 円	17,535 円	

備考

- 1 (ア)欄には、消費税額を含んだ金額を記載してください。
- 2 (イ)の「計」欄には、確認書に記載された金額の合計を記載してください。
- 3 「請求金額」の「計」欄には、(ア)の「計」欄又は(イ)の「計」欄のうちいずれか少ない方の金額を記載してください。
- 4 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 5 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄及び「(ア)」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

別紙(その4)

(3) 運転手

雇用年月日	報酬(ア)	基準限度額(イ)	請求金額	備考
R5.4.16	10,000 円	12,500 円	10,000 円	
R5.4.17	10,000 円	12,500 円	10,000 円	
R5.4.18	10,000 円	12,500 円	10,000 円	
R5.4.19	10,000 円	12,500 円	10,000 円	
R5.4.20	10,000 円	12,500 円	10,000 円	
R5.4.21	10,000 円	12,500 円	10,000 円	
R5.4.22	10,000 円	12,500 円	10,000 円	
計			70,000 円	

備考

「請求金額」欄には、(ア)欄又は(イ)欄のうちいずれか少ない方の金額を記載してください。



選挙運動用ビラ作成契約書

日田市長(議会議員)選挙候補者 日田太郎(戸籍名を記入) (以下「甲」という。)と
株式会社印刷 代表 〓〓 〓〓 (以下「乙」という。)は、
印刷物の作成について次のとおり契約する。

- 品名 公職選挙法第142条第1項第6号に定めるビラ
- 枚数 4,000 枚
- 契約金額 28,080 円 (単価 7 円 2 銭)
(注)契約金額・単価は消費税を含んだ額である。
- 納入期限 令和 5 年 4 月 14 日
- 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、日田市議会議員及び日田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき日田市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅延なく行わなければならない。

なお、日田市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は日田市に請求できない。

6 その他

この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲、乙協議して定める。

令和 5 年 4 月 1 日 (契約は告示日前でも可)

甲 日田市長(議会議員)選挙候補者
住所 日田市田島2丁目6番1号
氏名 日田太郎 (候補者印)
(候補者届と一致)

乙 住所 日田市大字〇〇〇〇番地
名称 株式会社印刷 (法人又は社印)
代表者氏名 代表 〓〓 〓〓 (代表者印)

契約届出書(ビラ作成)

令和 5 年 4 月 16 日

(告示日以降の日であること)

日田市選挙管理委員会委員長 織田 莊太郎 様

令和 5 年 4 月 23 日執行 日田市長(議会議員) 選挙

候補者

日田 太郎



(戸籍名を記載)

次のとおりビラの作成契約を締結したので届け出ます。

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		作成契約枚数(枚)	作成契約金額(円)	
R5. 4. 1	日田市大字〇〇1000番地 (株)◇◇印刷 代表 ◇◇ ◇◇	4,000 枚	28,080 円	

備 考

- 1 この契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 「契約内容」欄の「作成契約金額」には、消費税額を含んだ金額を記載してください。
- 3 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合にはこの限りではありません。

確認申請書(ビラ作成枚数)

令和 5 年 4 月 24 日

(届出日を記載(告示日以降の日))

日田市選挙管理委員会委員長 織田 莊太郎 様

令和 5 年 4 月 23 日執行 日田市長(議会議員) 選挙

候補者 日 田 太 郎 
(戸籍名を記載)

次のビラ作成枚数につき、日田市議会議員及び日田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定による確認を受けたいので申請します。

- 1 契約年月日 令和 5 年 4 月 1 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称 ㈱◇◇印刷
代表者の氏名(法人の場合) 代表 ◇◇ ◇◇
住 所 日田市大字○○1000番地
- 3 確認申請枚数 4,000 枚

区 分	作成枚数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数(a)	0 枚	0 枚
今回の枚数(b)	4,000 枚	4,000 枚
枚数計(a) + (b)	4,000 枚	4,000 枚
備 考		

備 考

- 1 この申請書は、ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 2 この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者から日田市選挙管理委員会に提出してください。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。
- 4 候補者本人が提出する場合には本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合には委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合にはこの限りではありません。

確認番号 第 ** 号

確 認 書(ビラ作成枚数)

令和 5 年 4 月 ** 日

日田市選挙管理委員会委員長

織田 莊太郎

委員長印

日田市議会議員及び日田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定に基づき、次のビラ作成枚数は、同条に定める金額の範囲内のものであることを確認する。

- 1 令和5年4月23日執行 日田市議会議員 選挙
- 2 候補者の氏名 日田太郎
- 3 確認枚数 4,000 枚

備 考

- 1 この確認書は、ビラ作成枚数について確認を受けた候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したビラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、ビラ作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、日田市に支払を請求することはできません。

ビラ作成証明書

令和 5 年 4 月 16 日
(納期後かつ告示日以降の日付)

令和 5 年 4 月 2 3 日執行 日田市長(議会議員) 選挙

候補者 日田太郎
(戸籍名を記載)



次のとおりビラを作成したものであることを証明します。

ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	日田市大字〇〇 1000番地 株式会社印刷 代表 〇〇 〇〇
作成枚数	4,000 枚
作成金額	28,080 円

備考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 ビラ作成業者が日田市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、日田市に支払を請求することはできません。
- 4 「作成金額」には、消費税額を含んだ金額を記載してください。
- 5 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
 - (1)枚数 市長候補者 16,000枚
市議会議員候補者 4,000枚
 - (2)限度額 7円73銭(単価)×確認された作成枚数=限度額
*1円未満の端数は、切上げ

請 求 書

(ビラの作成)

令和 5 年 4 月 26 日

(選挙期日後の日付であること)

日田市長 原 田 啓 介 様

氏名又は名称及び住所並びに法人
にあってはその代表者の氏名



日田市議会議員及び日田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定により
次の金額の支払いを請求します。

- 1 請 求 金 額 28,080 円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 令和5年4月23日執行 日田市議会議員 選挙
- 4 候補者の氏名 日 田 太 郎 (戸籍名を記載)
- 5 金融機関名、預金種別、口座名義及び口座番号

金融機関名	〇〇銀行	本・支店名	〇〇支店
預 金 種 別	普通	口 座 番 号	1 2 3 4 5 6 7
ふ り が な	か) だいやだいやいんさつ		
口 座 名 義	(株)◇◇印刷		

備 考

- 1 この請求書は、候補者から受領した確認書(ビラ作成枚数)及びビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、日田市に支払を請求することはできません。
- 3 「請求金額」には、消費税額を含んだ金額を記載してください。
- 4 契約事業者等(法人にあっては、その代表者)本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等(法人にあっては、その代表者)本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

別紙

請 求 内 訳 書

作成金額			基準限度額			請求金額			備考
単価 (A)	枚数 (B)	金額(C) = (A) × (B)	単価 (D)	枚数 (E)	金額(F) = (D) × (E)	単価 (G)	枚数 (H)	金額(I) = (G) × (H)	
円	枚数	円	円	枚数	円	円	枚数	円	
7.02	4,000	28,080	7.73	4,000	30,920	7.02	4,000	28,080	

(↑ ピラ作成契約書と一致)

(↑ 確認書枚数)

(↑ (A)と(D)、(B)と(E)の少ない方)

備考

- 1 (C)欄には、消費税額を含んだ金額を記載してください。
- 2 (E)欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 3 (G)欄には、(A)欄と(D)欄とを比較して少ない方の金額を記載してください。
- 4 (H)欄には、(B)欄と(E)欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

契約届出書(ポスター作成)

令和 5 年 4 月 16 日
(告示日以降の日であること)

日田市選挙管理委員会委員長 織田 莊太郎 様

令和 5 年 4 月 23 日執行 日田市長(議会議員) 選挙

候補者 日田 太郎 (者候印補)
(戸籍名を記載)

次のとおりポスターの作成契約を締結したので届け出ます。

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		作成契約枚数(枚)	作成契約金額(円)	
R5.4.1	日田市大字〇〇 株式会社印刷 代表 〇〇 〇〇	310 枚	216,480 円	

備 考

- 1 この契約届出書には、契約書の写し及びポスター作成仕様書の写しを添付してください。
- 2 「契約内容」欄の「作成契約金額」には、消費税額を含んだ金額を記載してください。
- 3 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合にはこの限りではありません。

確認申請書(ポスター作成枚数)

令和 5 年 4 月 16 日

(届出日を記載(告示日以降の日))

日田市選挙管理委員会委員長 織田 莊太郎 様

令和 5 年 4 月 23 日執行 日田市長(議会議員) 選挙

候補者

日 田 太 郎



(戸籍名を記載)

次のポスター作成枚数につき、日田市議会議員及び日田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定による確認を受けたいので申請します。

- 1 契約年月日 令和 5 年 4 月 1 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称 (株)◇◇印刷
代表者の氏名(法人の場合) 代表 ▼▼ ▼▼
住 所 日田市大字○○1000番地
- 3 確認申請枚数 299 枚

区 分	作成枚数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数(a)	0 枚	0 枚
今回の枚数(b)	310 枚	299 枚
枚数計(a) + (b)	310 枚	299 枚
備 考		

備 考

- この申請書は、ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に候補者から日田市選挙管理委員会に提出してください。
- 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。
- 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合にはこの限りではありません。

確認番号 第 ** 号

確 認 書(ポスター作成枚数)

令和 5 年 4 月 ** 日

日田市選挙管理委員会委員長 織田 莊太郎

委員長印

日田市議会議員及び日田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定に基づき、次のポスター作成枚数は、同条に定める金額の範囲内のものであることを確認する。

- 1 令和5年4月23日執行 **日田市議会議員** 選挙
- 2 候補者の氏名 ○○ ○○
- 3 確認枚数 **299** 枚

備 考

- 1 この確認書は、ポスター作成枚数について確認を受けた候補者からポスター作成業者に提出してください。
この確認書を受領したポスター作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、ポスター作成証明書とともに当該
- 2 確認書を請求書に添付してください。
この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、日田市に支払を請求
- 3 することはできません。

ポスター作成証明書

令和 5 年 4 月 18 日
(納期後かつ告示日以降の日付)

令和 5 年 4 月 23 日執行 日田市長(議会議員) 選挙

候補者 日田太郎 
(戸籍名を記載)

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	日田市大字〇〇1000番地 株式会社印刷 代表 〇〇 〇〇
作成枚数	310 枚
作成金額	216,480 円
当該選挙におけるポスター掲示場数	299 箇所

備考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が日田市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、日田市に支払を請求することはできません。
- 「作成金額」には、消費税額を含んだ金額を記載してください。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1)枚数 当該選挙におけるポスター掲示場数 299

(2)限度額

$$\frac{316,250\text{円} + (541\text{円}31\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数})}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \quad ※1\text{円未満の端数切上げ}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

請 求 書

(ポスターの作成)

令和 5 年 4 月 26 日

(選挙期日後の日付であること)

日田市長 原 田 啓 介 様

氏名又は名称及び住所並びに法人
にあってはその代表者の氏名

日田市大字〇〇1000番地
株◇◇印刷
代表者代印表

日田市議会議員及び日田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定により次の金額の支払いを請求します。

- 1 請求金額 208,798 円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 令和5年4月23日執行 日田市議会議員 選挙
- 4 候補者の氏名 日 田 太 郎 (戸籍名を記載)
- 5 金融機関名、預金種別、口座名義及び口座番号

金融機関名	〇〇銀行	本・支店名	〇〇支店
預金種別	普通	口座番号	1 2 3 4 5 6 7
ふりがな	か) だいやだいやいんさつ		
口座名義	株◇◇印刷		

備 考

- 1 この請求書は、候補者から受領した確認書(ポスター作成枚数)及びポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、日田市に支払を請求することはできません。
- 3 「請求金額」には、消費税額を含んだ金額を記載してください。
- 4 契約事業者等(法人にあっては、その代表者)本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約事業者等(法人にあっては、その代表者)本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

請 求 内 訳 書

当該選挙 における ポスター 掲示場数	作成金額			基準限度額			請求金額			備 考
	単価 (A)	枚数 (B)	金額(C) =(A)×(B)	単価 (D)	枚数 (E)	金額(F) =(D)×(E)	単価 (G)	枚数 (H)	金額(F) =(G)×(H)	
	円	枚数	円	円	枚数	円	円	枚数	円	
299 箇所	698.32	310	216,480	1,600	299	478,400	698.32	299	208,798	

(↑ ポスター作成仕様書と一致)

(↑ 確認書枚数) (↑ (A)と(D)、(B)と(E)の少ない方)

備考

- 1 「当該選挙におけるポスター掲示場数」の欄には、ポスター作成証明書の「当該選挙におけるポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。
- 2 (C)欄には、消費税額を含んだ金額を記載してください。
- 3 (D)欄には、次により算出した額を記載してください。

$$\frac{316,250\text{円} + (541\text{円}31\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数})}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \quad ※1\text{円未満の端数切上げ}$$

- 4 (E)欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 5 (G)欄には、(A)欄と(D)欄とを比較して少ない方の金額を記載してください。
- 6 (H)欄には、(B)欄と(E)欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。